

令和3年度みえ労働力シェアリング支援事業業務委託仕様書

1 業務の目的

この業務は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による事業活動の縮小により、雇用維持に苦慮している事業者（以下、「送出事業者」という。）と、同影響により労働力不足となっている事業者（以下、「受入事業者」という。）との間で、一時的に出向させるなどの方法により労働力の需給ミスマッチを解消し、雇用が維持・継続されることを目的に、「みえ労働力シェアリング支援拠点」を設置し、需給ニーズに関する情報収集のほか、事業者間での従業員の融通を図るなどの支援を行う。

2 みえ労働力シェアリング支援拠点について

「みえ労働力シェアリング支援拠点」（以下、「支援拠点」という。）は、県が委託して設置するもので、下記「3 委託業務」に掲げる各種業務を行う組織とする。

(1) 支援拠点事務所について

設置する事務所の要件は次のとおりとする。

- ・支援拠点事務所は、受託者の既存の事務所内での設置を可とするが、支援拠点の事務所であることを表示すること。
- ・支援拠点事務所内に、来訪者用の相談対応スペースを設けること。

(2) 人員体制

委託契約期間を通して安定的に職員を配置するとともに、各種業務を確実に履行できる実施体制を確保すること。また、次に掲げる人員を必要数配置することとし、配置にあたっては適切な労働環境を確保すること。

- ・拠点長（総括責任者）1名

拠点の総括責任者であり、地域における労働力の需給状況を的確に把握するとともに、企業間の労働力移動を適切にマネジメントするなど、地域全体における労働力の需給ミスマッチ解消に向けたコーディネート役を担う。

- ・拠点職員 3名以上

送出事業者及び受入事業者からの需給ニーズの掘り起こしや情報収集を行うほか、事業者間における労働力の融通の調整、事業者からの各種相談対応、マッチング成立後の適切なフォローアップ支援等を行う。

なお、人員の配置にあたっては、以下の点に留意すること。

- ①三重県内の企業情報を熟知しているとともに、これまで人材育成支援やコ

ンサルティング業務に従事した経験を有していること。

(社会保険労務士や中小企業診断士等の資格を有していることが望ましい。)

②担当エリアを設定するなど、全県的に幅広く支援が実施できるよう配慮すること。

③下記3(1)アにおける分析等の結果、新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きい業界において、当該業界の実情に精通するとともに、労働力の融通に関し調整力を発揮することができる者と適宜協力体制(非常勤のアドバイザー等)を構築するなど、当該業界内における支援が円滑に実施できる体制を整えること。

(3) 支援拠点設置時期

支援拠点は、契約締結後、速やかに設置するものとする。

(4) 支援拠点開設以降の通常の開所日・開所時間について

開所日は、月曜日から金曜日(但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日および12月29日から1月3日を除く。)とし、開所時間は、午前9時から午後5時を基本とする。受託者の事務所の開所日・開所時間がこれと異なる場合は、別途県と協議のうえ決定するものとする。

(5) 支援対象事業者

支援対象事業者は、原則、次のアからエまでのすべての要件を満たす者とする。なお、ア及びイの要件については、特段の事情がある場合は別途県と協議のうえ、要件を拡大できるものとする。

ア 三重県内に事業所を有する企業(農事組合法人、社会福祉法人など会社法に規定する法人以外の法人を含む。ただし、国及び地方公共団体が運営・出資する法人を除く。)及び個人事業主

イ 三重県内に就業地があること

ウ 税の滞納がないこと

エ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと

3 委託業務

受託者は、支援拠点を設置したうえで、次の業務を行うものとする。なお、委託業務の実施にあたっては、実施内容を県と協議しながら進めるものとする。

(1) 需給ニーズに係る情報の収集等及びホームページの開設

ア 送出事業者及び受入事業者から需給ニーズ等の掘り起こしや情報収集を行

い、各事業者からの同意を得たうえで、イにおいて開設する専用ホームページに登録し、広く情報提供すること。

なお、需給ニーズの掘り起こしや情報収集にあたっては、県と協議のうえ、新型コロナウイルスの影響により雇用の維持に苦慮している業界、又は労働力不足に陥っている業界等を事前に分析すること等により、それらの業界に対して重点的に行うこと。

イ 事業の実施にあたって、専用のホームページを開設すること。当該ホームページには少なくとも下記の情報を盛り込むこと。なお、受託者が有する既存のホームページを改修して開設することも差し支えないものとする。

専用ホームページは、随時情報の更新を行うこと。

(ア) 支援拠点に関すること（支援拠点の紹介、事業の仕組み、登録方法等）

(イ) 送出事業者からの求職情報を一覧にまとめたもの

(ウ) 受入事業者からの求人情報を一覧にまとめたもの

ウ ホームページでの情報提供にあたっては、各事業者が必要とする情報が容易に確認できるようにすること。

(2) マッチング支援

収集した情報に基づき、事業者間における労働力の融通の調整を積極的に行い、マッチング成立に向けて支援すること。

なお、マッチング支援にあたっては、事業者だけでなく労働者の視点に立ったものとなるよう配慮すること。

(3) フォローアップ支援

事業者間でのマッチング成立後、労働者が受入事業所において円滑に業務が遂行できるよう、適切にフォローアップ支援を行うこと。

なお、フォローアップ支援にあたっては、事業者だけでなく労働者の視点に立ったものとなるよう配慮すること。

(4) 登録事業者に対するアンケート調査の実施

支援拠点に対する満足度や、支援拠点に期待する取組などのニーズを把握するため、登録事業者に対してアンケート調査を実施するとともに、結果を分析して、委託業務終了時に事業実績報告書とともに県に報告すること。

なお、アンケートの内容や実施時期は、県と協議して決定するものとする。

(5) 事業の周知

本事業について、チラシの作成・配布やSNSでの発信等、各種媒体を活用するほか、セミナーの開催等により広く周知を行うこと。

また、出向元事業所及び出向先事業所を一体的に支援するために創設された産

業雇用安定助成金をはじめとした各種助成金の活用についても積極的に周知すること。

(6) 支援拠点の運営に関する業務

ア 運営規程等の制定

受託者は、県と協議のうえ、次の各項に掲げる事業の運営についての運営規程等を定めること。

- (ア) 事業の目的及び運営の方法
- (イ) 支援拠点の職員の職種、員数及び職務の内容
- (ウ) 開所日及び執務時間
- (エ) 事業に係る個人情報の取扱
- (オ) その他運営に関する重要事項

イ 支援拠点の職員に対する研修の実施

受託者は、支援拠点の職員の資質向上のため、必要に応じて、職員に対する研修を行うこと。

ウ 相談対応

受託者は、受託業務に関して、各事業者や労働者からの相談に適宜対応し、苦情等があった場合は、迅速かつ真摯に対応するとともに、その内容を速やかに県に報告すること。

(7) 関係機関との連携

事業を実施するにあたっては、公益財団法人産業雇用安定センターとの定期的な意見交換をはじめ、各関係機関との間で、収集した情報の共有を図るなど、相互に連携して支援を行うこと。

また、三重労働局が今後設置する「在籍型出向等支援協議会」とも密に連携すること。

(8) 目標とすべき指標

- ・マッチングの成立件数 50件
 - ・マッチングの成立により移動した人数 250名
 - ・事業の周知を図った事業者数(※) 10,000者
- ※事業周知のためのチラシ・リーフレット等の送付や事業者への架電・訪問のほか、セミナー等の開催による周知を指す。

(9) その他

- ・新型コロナウイルスの状況等を踏まえ、事業実施に際しては、感染防止に

かかる必要な措置を講じること。また、今後新たに感染が拡大した際にも、事業者への支援が滞ることのないよう、オンラインを活用するなど、事業実施方法を工夫すること。

4 契約上限額 金55,024,992円（消費税及び地方消費税を含む）

5 県への報告

受託者は、以下について報告するとともに、書類を保管すること。

(1) 活動報告

委託業務については、日報により事業の進捗を管理するとともに、活動報告として業務報告書を翌月の10日（但し、令和4年3月の報告は同月末日）までに提出すること。

また、業務報告書を踏まえて、県と定期的に情報共有する打ち合わせの場を設定すること。

業務報告書の内容は、以下の点を基本とするが、別途県が指示するものとする。

- ・事業者の登録状況
- ・事業者への支援状況
- ・マッチング成約状況

(2) 実績報告

委託業務が完了したときは、実績報告として事業実績報告書を、定められた期日までに提出すること。

事業実績報告書の内容は、以下の点を基本とするが、別途県が指示するものとする。

- ・事業者の登録状況
- ・事業者への支援状況
- ・マッチング成約状況
- ・アンケート調査の結果

(3) 会計関係資料

事業開始分から令和4年3月31日までの事業実施分について、定められた期日までに提出すること。

6 契約条件

- (1) 委託業務名 令和3年度みえ労働力シェアリング支援事業業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和4年3月31日まで
- (3) 成果品 事業実績報告書及び会計関係書類（各1部）

(4) 成果品の提出期限 　いずれも令和4年3月末日までに提出すること。

※いずれも紙ベース及び電子データ（ワード・エクセル形式。写真等の場合はPDFも可）を保存したCD（DVD）－ROMを提出することとする。

7 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、三重県雇用経済部雇用対策課において示す。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、同規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

(4) 契約は、三重県雇用経済部雇用対策課において行う。

8 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

9 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

10 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

1 2 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

1 3 県が有するデータの移行・引継ぎ

3 (1) イにおいて開設するホームページには、県が保有する企業情報等のデータを移行し、引き続き掲載することとする。移行対象データの内容やスケジュール等の詳細については、別途県と協議するものとする。

1 4 委託業務の引継ぎ

受託者は、本契約の終了に際し、県又は県が指定するものに対し、受託者の費用で委託業務の引継ぎ等を行わなければならない。引継ぎにあたっては、支援拠点が保持する事業者情報や個人情報、システムの取り扱い等について、県と協議するものとする。

なお、引継ぎにあたっては、支援拠点が保持する情報の取扱い等について、CSV形式等、他のシステムでも読み込み可能な形式で抽出できるようにすること。

1 5 その他

- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・ 本業務により発生した成果品等の著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないこととする。
- ・ 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- ・ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意すること。

- ・受託者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、会計年度終了後5年間保存すること。
- ・本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。
- ・本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度、受託者と県と協議のうえ、決定することとする。
- ・企画提案コンペに係る選定の効果は、令和3年度予算発効時において生じるものとする。

16 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部雇用対策課 担当 丸野、加藤

Tel : 059-224-2461 FAX : 059-224-2455

E-mail : koyou@pref.mie.lg.jp